

## 熊本県移住視察支援交通費等補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この補助金は、熊本県外（九州・沖縄を除く）に在住する熊本県内への移住希望者（以下「移住希望者」という。）が、「くまもと移住定住支援センター」（以下「支援センター」という。）を通じて県内視察を行う際の交通費及び宿泊費等を助成することにより、県内への移住を促進することを目的とする。

この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 熊本県内への移住希望者

熊本県内への移住を希望、若しくは検討している者のうち、県内視察を行うことについて、事前にくまもと移住定住支援センターに相談している者をいう。

#### (2) くまもと移住定住支援センター

熊本県が県内移住を促進するために東京都、大阪府及び熊本県に設置したセンターをいう。なお、熊本県が今後新たに設置するセンターも含むものとする。

#### (3) 県内視察

県内市町村の移住担当窓口への相談、お試し移住体験施設の利用及び空き家バンク登録物件の内覧等、熊本県内にて移住のための活動を行うことをいう。

### (補助金対象活動)

第3条 この補助金の交付対象となる活動については、移住希望者が、支援センターの助言により、県内視察を行う場合を対象とする。

### (補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

#### (1) 支援センターの助言により、県内視察を実施する移住希望者であること。

- (2) 熊本県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと、又は、同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
  - (3) 同一の県内視察において、国、県及び市町村等他の補助金を受けていないこと及び受ける予定が無いこと。
- 2 ただし、規則第3条の申請は、事業実施年度の4月1日において15歳以上の者が行うこと（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条に規定する中学校に在学する者を除く）。

（補助金対象経費及び上限額）

第5条 補助対象経費は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 補助金額及び上限額は、別表2に定めるとおりとする。

（交付申請）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 活動報告書（別記第2号様式）
  - (2) 補助の対象となる経費の支払いを証明するもの
  - (3) 居住地を証する書類
  - (4) 振込口座の通帳等の写し
  - (5) その他知事が必要と認める書類
- 3 交付申請書の提出期日については、補助金対象活動の完了から30日を経過した日又は補助金対象活動が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日とする。
- 4 補助金の交付を受けることができる回数は、1人あたり年度内に2回までとする。
- 5 複数の移住希望者が同一の活動を行った場合においては、交付の申請は、同居の移住希望者に限り、一括して行うこととする。
- 6 前項に関わらず、年度内の総交付額が当該年度の予算額に達した場合は、申請受付を終了する。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定を受けるまでとする。

(交付の決定及び確定等)

第8条 第6条に規定する申請書類の提出があったときは、内容審査を行い、  
適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その金額を支  
払うものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定及び額の確定通知は、別記第3号様式  
により行うものとする。

3 第1項において、申請金額の一部又は全部を交付しないことを決定したと  
きには、申請者に対して不支給（又は一部支給）決定通知書（別記第4号様  
式）により通知する。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告は、第6条に定める申請書及び添付  
書類の提出をもって行ったものとする。

(請求)

第10条 規則第16条に規定する請求は、第6条に定める申請書及び添付書  
類の提出をもって行ったものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、補助金の交付決定及び支給を受けたものが、次の各号のい  
ずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部  
又は一部の返還を命じることができる。

(1) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けた場合

(2) 規則、要項及び要領の規定に違反した場合

(その他必要な事項)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）6月27日から施行する。

別表 1 (第 5 条第 1 項関係)

区分	補助対象経費
交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、公共交通機関で移動する際の往復交通費とする。</li> <li>・熊本県外（九州・沖縄を除く）の居住地から活動対象地までの交通費とし、経済的かつ合理的な経路及び方法によって移動した費用を対象とする。</li> <li>・自家用車に係る経費については補助対象としない（ただし、高速道路料金は除く）。</li> <li>・タクシーの利用については、公共交通機関の利用が困難な場合等、やむを得ない事情がある場合のみ対象とする。</li> </ul>
現地交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンタカー、タクシー及び公共交通機関等で活動対象地域内を移動する際の交通費とする（ただし、熊本県に到着後、活動対象地域内に入る前にレンタカーを借り、活動対象地域内でも引き続きレンタカーを使用する場合、この借り上げ費用は現地交通費として取り扱うことができる）。</li> <li>・経済的かつ合理的な経路及び方法によって移動した費用を対象とする。</li> <li>・自家用車に係る経費については補助対象としない（ただし、高速道路料金は除く）。</li> </ul>
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動対象地等で宿泊する必要がある場合の宿泊費。</li> <li>・食費は補助対象外とする。</li> </ul>

別表 2 (第 5 条第 2 項関係)

	補助金額及び上限額
交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記居住地域別に定める上限額の範囲内で、居住地から対象活動地までの移動に要した経費の 2 分の 1 を支給する。</li> <li>・ ただし、12 歳未満の世帯員に限り、居住地域別に定める上限の範囲内で、全額を支給する。</li> </ul> <p>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県 : 2 万円</p> <p>富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 : 1 万円</p>
現地交通費	1 世帯あたり 5 千円を上限に、要した経費の 2 分の 1 を支給する。
宿泊費	1 人あたり 5 千円を上限に、要した経費の全額を支給する。